

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年6月27日（平成30年（行個）諮問第109号）

答申日：平成30年9月20日（平成30年度（行個）答申第102号）

事件名：本人による行政相談に係る相談対応票の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「相談対応票（特定受付番号）」（以下「本件相談対応票」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成30年5月8日付け北海相第53号により北海道管区行政評価局長（以下「北海道管区行政評価局長」又は「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書（その内容は別紙のとおり。）のとおり訂正を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によれば、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料については省略する。

（1）審査請求書

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由の（理由）（別紙のとおり。）のとおり。

（2）意見書

ア 保有個人情報訂正請求書－趣旨1「法に反し、利用停止、消去した・・・既に裁決済みである。」を削除せよ。

① 「私はメールを送信していないから。」を「当初の利用目的を達成したため。」に変更することはできない。法違反になる。

② 「当初の利用目的を達成したため。」という理由で、利用停止・消去することはできない。法違反になる。

③ 「総務大臣に対して審査請求し、既に裁決済みである。」と記載があるが、総務大臣裁決は「審査請求の利益がないとして情報公開・個人情報保護審査会の審理手続を経ないで却下した。」ものであり行政不服審査法45条1項に違反している。

根拠

○行政不服審査法 審査請求事務取扱マニュアル 4 審理手続を経ないでする却下裁決 表4 審査請求が不適法であって補正できないことが明らかである場合の例

- ・ 審査請求をすることができない処分又は不作為について審査請求をした場合
- ・ 制度の改廃など特定の処分又は不作為を対象としない抽象的な不服を申し立てた場合
- ・ 処分の相手方以外の第三者が審査請求人である場合で、審査請求をすることについて法律上の利益がないことが明白である場合
- ・ 審査請求期間を徒過し、かつ、そのことについて正当な理由がないことが明白な場合
- ・ 審査庁となるべき行政庁以外の行政庁に審査請求した場合（教示が不適切な場合を除く。）

○特定年月日A 特定時刻A 総務省（大臣官房・行政管理局）メール 行政不服審査法45条1項

「処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」

その他不適法である場合、①審査請求をすることができない事項について審査請求をした場合、②審査請求すべき行政庁を誤った場合、③審査請求する資格のないものが審査請求をした場合、④補正命令に応じなかった場合、⑤審査請求の目的が消滅した場合

イ 保有個人情報訂正請求書一趣旨2「・・・当局でねつ造した事実はない。」を削除せよ。

保有個人情報訂正請求書の理由（当局でねつ造した事実があるから。）に対する反論がないので、反論してください。

特定職員Aのねつ造メールは、「当方」「応接態度」を使用しているが、審査請求人の送信したメール（特定職員Aが当方応接態度を使用したことを知らない時点：ねつ造メールの開示前に総務省及び札幌法務局宛てメール）では「〇〇」（審査請求人の姓。以下同じ。）「今後態度」を使用している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成30年4月12日付けで、処分庁宛て、法27条1項の規定に基づき、下記2の保有個人情報について訂正請求があった。これを受けて、処分庁は、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、同年5月8日付け北相第53号で当該保有個人情報の訂正をしない旨の決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同月14日付けで諮問庁に対し行われたものである。

2 訂正請求の対象となった保有個人情報

本件訂正請求の対象となった保有個人情報は、本件相談対応票に記録された保有個人情報である。

3 審査請求の趣旨

平成30年4月12日付けの保有個人情報訂正請求書のとおり訂正をしてほしい。

4 諮問庁の意見等

(1) 諮問庁の意見

相談対応票は、相談者からの相談内容に基づき、相談内容、処理状況の対応経過、相談者への回答等についてその概要を記録するものである。

今回の審査請求を受け、諮問庁が処分庁に請求内容の事実関係等について確認した結果、原処分に当たって処分庁が確認した結果と同様であることが確認できた。このため、当該保有個人情報に記載された内容は事実ではないとは認められず、訂正すべき特段の事情も見当たらない。

したがって、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しない。

(2) 結論

以上のことから、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年6月27日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月23日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年9月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件相談対応票に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、別紙のとおり、特定の文言の訂正（削除）を求めるものであるところ、処分庁は、訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙のと通りの訂正を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている保有個人情報（以下「本件対象訂正部分」という。）の訂正の要否について検討する。

2 法27条1項1号該当性について

本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12

条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 当審査会において、諮問書に添付された本件相談対応票（写し）を確認したところ、本件対象保有個人情報が記録された行政文書は、審査請求人が特定年月日Bに北海道管区行政評価局に行政相談した事案について、当該相談の処理状況等を記録した相談対応票であり、そのうち本件対象訂正部分は、「回答内容」の欄の記載部分であると認められる。

(2) 訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているか等の、請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求者が求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解される。

(3) 本件対象訂正部分について

ア 諮問庁の説明の要旨

上記第3の4(1)のとおり。

イ 検討

(ア) 上記(1)のとおり、本件対象訂正部分は、審査請求人からの行政相談に対して北海道管区行政評価局が行った回答内容が記載された部分であると認められるところ、審査請求人は、当該部分の記載を削除することを求めている。

(イ) 審査請求人は、本件対象訂正部分について、北海道管区行政評価局が法に反して利用停止・消去したことは明白であり、同局でねつ造した事実があるからなどとして、上記(ア)のとおり削除すべき旨主張するが、審査請求人において、本件対象訂正部分に記載された内容が、審査請求人からの行政相談に対して北海道管区行政評価局が実際に行った回答の内容と異なると判断するに足る内容等、訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等を提示しているとは認められず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足る特段の事情も認められないことから、当該部分に係る訂正請求につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということができない。

(ウ)したがって、当該部分について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由

1 請求事項 1

(1) 趣旨 1

「当局が法に反し，行政文書を利用停止，消去したとの主張については，相談者が当該処分を不服として総務大臣に対して審査請求し，既に裁決済みである。」を削除せよ。

(2) 理由 1

特定年月日 C 付け特定文書番号 A で「当初の利用目的を達成したため」という理由では「法 36 条 1 項①適法に取得されたものでないとき② 3 条 2 項の規定に違反して保有されているとき③ 8 条 1 項 2 項の規定に違反して利用されているとき」に該当しないので利用停止・消去しない旨の回答があった。また，北海道管区行政評価局長（総務課，管理官室），総務大臣（大臣官房・行政管理局）からもホームページの入力フォームからプライバシーポリシーに同意し送信したメールは利用停止・消去できないと回答があった。このことから，法律に反して利用停止・消去したことは，明白である。

なお，総務大臣裁決は，審査請求の利益がないとして却下した。法 42 条不服申立てが不適法であり，却下するとき。に該当せず，これも違法である。

2 請求事項 2

(1) 趣旨 2

「また，特定職員 A のメールがねつ造であるという主張について，当局でねつ造した事実はない。」を削除せよ。

(2) 理由 2

当局でねつ造した事実があるから。

ア ねつ造の経緯

(ア) 開示請求事前相談

総務省行政相談業務室からのメール：特定年月日 D に審査請求人から改めて問合せがあり特定年月日 E に国税庁ホームページに掲載されている「貸金庫の内容物に対する滞納処分」と題する論文の参考資料として，全国銀行協会連合会制定の「貸金庫規定（ひな形）」が掲載されていることを参考までにお知らせした，の電話受理票の開示請求の事前相談をした。

(イ) 開示請求

特定職員 A は、「私が北海道管区行政評価局に特定年月日 D に行政相談した事案について相談、処理及び回答の内容、年月日の分かる資料」と記載するよう指示をした。

また、電話をかけた時間は把握していないので記載しないよう注意があった。

(ウ) 開示

特定職員 A は、電話を受け、翌日にかけて直すのは不自然なので、メールで受けたことにし、特定年月日 D 受付の相談対応票を開示した。相談「国税庁のHPのどこにあるかを教えてほしい」回答「代理人が貸金庫を開扉できることを再度丁寧に説明した」

メールは開示文書ではないと嘘をつき開示しなかった。メールを見せることはできない、送信日時は教えることはできないと言った。この時点でメールは存在しない。

イ ねつ造の証拠

(ア) 複写前の行政苦情 110 番メールで、郵便番号が左詰めになっているが、本物は右詰めになっている。

(イ) 匿名を希望しない→「〇〇」、匿名を希望する→「当方」となるが、特定職員 A のねつ造では匿名を希望しないのに「当方は関知していない。」を使っている。

(ウ) 審査請求人は、応接態度は一度も使っていない。今後態度を改めるよう指導した。接客、態度などを使っている。特定職員 B、特定職員 C は応接態度を使用している。特定職員 A はねつ造する時に、それをまねたものである。また、特定年月日 F 付け法務大臣裁決で、「今後態度」を「応接態度」に訂正しない旨の裁決があった。

(エ) 「当方」は、特定職員 B、特定職員 C 扱いで匿名希望をしていた時に使っていた。匿名を希望しなくなっからは、「〇〇」を使用している。平成 29 年（行個）諮問第 203 号の特定行政相談委員に渡した資料（特定職員 D 扱い）では「〇〇」を使っている。特定職員 D が扱うようになってからは、「当方」を使うことはなかった。

(オ) 行政苦情 110 番メールはゴシック体なので、複写した後明朝体になることはない。

(カ) 郵便番号は、英数半角 8 文字なので、全角は入力できない。複写後に全角のーが入ることはない。また、特定職員 E は、郵送する時に間違えがないように複写後に全角のハイフンを入れたと主張するが、行政苦情 110 番メールの回答は電話です。郵送、メール、FAX など証拠が残るようにしてほしいと依頼したが、特定職員 F に断られた。

(キ) 電話番号は、半角英数 15 文字なので、全角は入力できない。複写

後に全角のーが入ることはない。

(ク) 住所の○-○-○が複写後にハイフンが半角○-○-○になることはない。複写後に全角ハイフン(ー)を削除し半角ハイフン(-)を入力する必要はない。

(ケ) ねつ造には「(メール送信日時: 特定年月日G 特定時刻B)」と記載があるが、本物にはそのような項目はない。

(コ) 特定年月日H 特定時刻Cにメールで行政相談業務室に以上の項目に関する質問をしているが、特定職員A、特定職員Fのねつ造が発覚するのを恐れて、いまだに回答がない。

<開示の日付け> 審査請求人が北海道管区行政評価局に特定年月日Iに電話で行政相談した事案について相談、処理及び回答の内容、年月日の分かる資料を開示請求した。

文書4 特定年月日J 相談対応票開示

- ・ 特定職員Aは、メールは開示文書ではない、送信時間も教えないと主張した。
- ・ この時点で、文書1ないし文書3は存在していない。ねつ造の都度開示等した。

文書2 ねつ造し、特定年月日K 特定文書番号B 追加開示

文書1 ねつ造し、特定年月日L 特定文書番号C 追加開示

文書3 (所定の様式に複写したもの)

ねつ造し、特定年月日K 特定文書番号B 追加開示

「所定の様式に複写した後1年未満で廃棄する資料」なので存在しないものを、新たにねつ造し、追加開示したことになる。

(参考) 特定年月日M受け付けた行政苦情110番メール

文書4 特定年月日N 相談対応票開示

文書3 同日 所定の様式に複写したものの開示

文書1及び文書2は、所定の様式に複写後廃棄しているので、当然開示していない。

注: 文書1ないし文書4は、平成29年(行個)諮問第190号で総務省が定めた分類